

# 社会保険未加入に対する取組の工程

---

# 基本的考え方

## 基本的考え方

### 【関係者が一体となった、各主体の立場に応じた取組の推進】

○実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す、との目標を達成するため、工程を定め、行政・元請・下請が一体となって、総合的に取組を実施。

＜各主体に求められる役割＞

\* 関係業界団体；加入の定期的実態把握及び計画的な加入促進策を進めるため、「保険加入計画(仮称)」の策定について検討

\* 元請・下請；保険加入計画や行政による重点実施の方策も踏まえつつ、保険加入を進めるとともに、自らの工事現場における下請の 保険加入を指導・徹底(元請)

\* 行政；建設業許可・更新時などにおいてすべての事業者等に保険加入を指導  
重点的に確認等を行う対象を絞り込み、立入検査等を通じて指導・徹底

○平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

### 【取組の重点的指導・徹底】

○平成24年度より、関係者が一体となってすべての事業者等の保険加入を図る。

○平成24／25年度、平成26／27年度、平成28年度の3段階により、段階的に指導・徹底を強化

○第1段階(平成24、25年度)においては

＜事業所＞ 使用人数、完工高、経営事項審査受審企業などの観点から、重点的に取り組む対象を国・都道府県が決定し徹底  
(例) 使用人数概ね30人以上の事業所 など

＜工事現場＞ 大規模工事現場(工事請負金額)・公共工事現場などから、重点的に取り組む対象を国・都道府県が決定し徹底  
(例) 大臣許可の業者については、公共工事、20億円以上の民間工事 など

○第2段階以降は、実態に応じて対象となる規模を引き上げる等により順次徹底を図ることとし、遅くとも平成29年度以降はすべての事業者等について必要な措置を講ずることを目指す。

### 【推進体制】

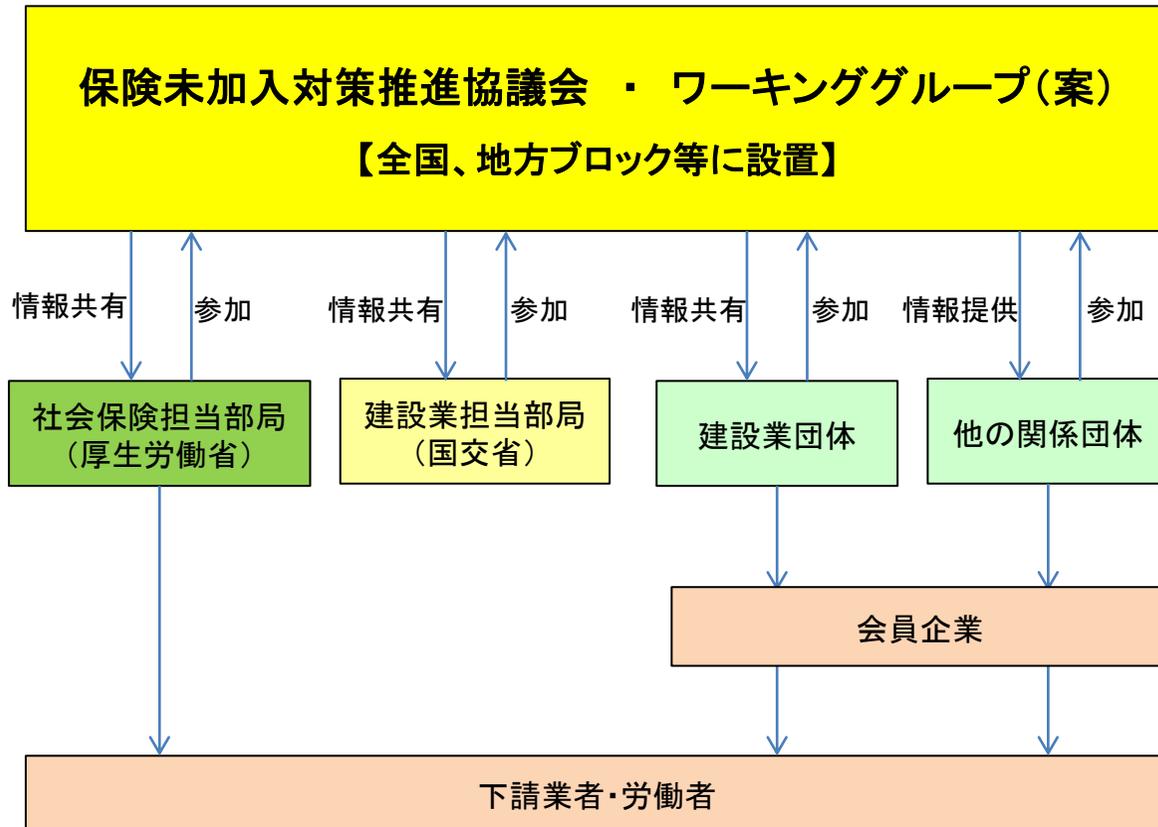
○上記の取組を推進するとともに、業界ごとの工程の情報共有、実施状況のフォローアップ等のため、全国・地方ブロック等を単位として協議会を設置

# 取組の推進体制

## 実施方針

- 社会保険未加入に対する取組の工程の実施状況を、継続的・定期的にフォローアップする組織を設立
- 業界ごとの工程の情報共有・実施状況のフォローアップ・周知啓発の取組方針等を議論

## 推進体制のイメージ案



## 保険未加入対策推進協議会(案)の概要

### 【構成】

- ・建設業関係団体
- ・国土交通省・厚生労働省

### 【協議会が行う主な取り組み】

- ・保険未加入対策に関する意見交換と進捗把握
- ・各関係団体等を通じた加入実態の定期的把握
- ・各関係団体の策定する保険加入計画のとりまとめと実施状況の定期的フォローアップ
- ・建設事業者・労働者等に対する周知啓発プランのとりまとめと実施

### 【ワーキンググループの設置等】

- ・推進協議会に向けた実務作業や周知啓発関係資料の作成等を迅速に進めるため、主立った団体の実務担当者によるワーキンググループを設ける。
- ・地域における社会保険未加入対策を推進するため、地方ブロック等においても設置を進めることとする。

# これまでの意見

## (検討会委員からの意見)

### 1. 取組の工程について

- 行政でイニシアティブをとって、段階的な取り組みを進めてほしい。
- 現場で保険加入状況を全てチェックするとなると、労務的・時間的に厳しい。PR等を行っていく中で、段階的に取組を進めるのが現実的。
- 元請企業から行政機関への通報は、すぐに実施するのか。本格実施後であれば、通報するという話になると思う。

### 2. 保険種類別の取組について

- 雇用保険から取り組み、厚生年金は段階的に実施するといった取組が必要ではないか。
- 健康保険、年金は一体的なものであり、片側だけ加入するものではない。保険未加入が判明していて、行政上の指導をしないのは難しい。業界内での指導・保険担当部局への通報について、段階的に実施することは考えられる。

### 3. 規模別の取組について

- 大規模工事から実施するのは、大手企業の理解を得るのが難しいのではないか。
- 大規模工事から順次実施するなど、一定の範囲を指定し、その範囲をしっかりと徹底していくことが必要。

### 4. 下請次数別の取組について

- 1次下請でも保険加入していない企業がある。1次下請の保険加入から進めていくのがやりやすい。
- 例えば、当面1次・2次下請までとすると、3次以下に逃れるような対応をとられることが考えられる。

### 5. 公共・民間工事別の取組について

- 公共工事から取組を進めるのが分かりやすい(公共工事については、2、3年で加入率100%にする等)。
- 職人は様々な現場間を動いているので、公共工事・民間工事別にスタートすると、現場によって法定福利費の取扱が統一されず、保険に加入し続けるのは難しい。一斉にスタートすべき。

### 6. 労働者の職位別の取組について

- 基幹技能者の保険加入状況を調べるのが一番象徴的。
- 若年層を対象に進めていくことが考えられる。

## (事業者・団体からの意見)

- 3年・5年という目標を置き、その後は、保険加入を現場に入るための条件としてもよいのではないか。
- 保険に加入していないから現場に入場できないとなると、工事がストップしてしまう。指導する時間的余裕を設けた上で、意識を変えていくことが必要。
- まずは公共工事から始めれば、民間工事もそれに倣うということになると思う。

# 工程案

項目		第1段階 (H24, 25年度)	第2段階 (H26, 27年度)	第3段階 (H28年度)	目標年度以降 (H29年度以降)
元請業者による 下請指導	加入状況の確認	[企業単位]再下請通知書にすべての下請業者の保険加入状況(企業単位)を記載させ、確認する [労働者単位]作業員名簿等にすべての作業員の保険加入状況(労働者単位)を記載するほか、下記のとおり労働者を抽出し、確認する			
		重点的指導対象プロジェクトを中心に、徐々に対象範囲を拡大しつつ、下請業者から労働者を無作為抽出し、保険証等により確認する	すべての下請業者から労働者を無作為抽出し、保険証等により確認する		
	未加入事業者に対する指導	早期の保険加入を指導			未加入事業者とは契約しない。未加入の作業員の現場入場を認めない。(※)
	是正されない場合の措置	重点的指導対象プロジェクトを中心に、許可権者への通報も含め、保険加入を徹底する。その際、事業者の規模(使用人数、完成工事高)や地域の実情等を踏まえつつ、通報対象を拡大する			
事業所への 立入検査	検査対象事業所の選定	使用人数、完工高、経営事項審査受審企業などの観点から、重点的に取り組む対象を各許可権者が選定	対象規模を徐々に引き下げ		すべての事業所から抽出
	建設業担当部局による指導等	早期の保険加入を指導 改めて指導しても未加入の場合、重点的な取組の実施方針も踏まえ、保険者に通報			
工事現場への 立入検査	検査対象現場の選定	大規模工事現場(工事請負金額)・公共工事現場などから、重点的に取り組む対象を各許可権者が決定	対象規模を徐々に引き下げ		すべての事業所から抽出
	建設業担当部局による指導等	早期の保険加入を指導 改めて指導しても未加入の場合、重点的な取組の実施方針も踏まえ、保険者に通報			

○目標年度以降、未加入事業者と契約しない工事、未加入の作業員の現場入場を認めない工事(※部分)を、一定の工事規模以上に限定するか